

風邪の症状等がある場合 (新型コロナウイルス感染症対応)

学生 (下宿生・通学生)

次のどれかにあてはまる場合※1

- ・息苦しさ (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、発熱※2等の強い症状のいずれかがある場合
- ・基礎疾患※3があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・味覚障害や嗅覚障害等の症状があり体調がすぐれない場合

※1 かかりつけ医や一般の医療機関の受診を勧めます。なお、明らかに既往症が原因でこの条件に当てはまる場合はこのフローチャートは適用しません。
なお、鈴鹿高専が分散登校を実施している時は、学生が同居する家族が上記症状であった場合においてもこのフローチャートを適用します。
※2 症状には個人差があるので、平熱とあわせて判断すること。なお、37.5度以上あれば確実に休養すること。
※3 糖尿病、心不全、呼吸器疾患 (慢性閉塞性肺疾患など) などがある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている者

保護者を通じて、教務係 (059-368-1731) に連絡

登校せず自宅で療養 (当面の間公欠) ※

- ・健康管理表【静養時】に毎日の体調を記録 (本校 HP 掲載)
- ・静養中は外出を避ける。どうしても外出が必要な場合は可能なかぎりマスクを着用する。
- ・かかりつけ医や一般の医療機関の診断を受ける。
- ・下宿生は必要に応じて帰省する。
- ・鈴鹿高専が分散登校を実施しているときは、同居する家族に症状がある場合は、登校せず自宅待機 (当面の間公欠) とし、遠隔授業を受講する。(教務係へ事前連絡)

※ 公欠を申請する場合は「健康管理表【静養時】」を添付すること

発症後に少なくとも8日 (発症日を0日とする。) が経過している、かつ、薬剤を服用していない状態で解熱後および症状消失後に少なくとも3日 (解熱日・症状消失日を0日とする。) が経過していることを確認できるまで自宅療養

- ・新型コロナウイルス感染症でない事が明確な場合は、症状改善後に登校可能。
- ・鈴鹿高専が分散登校を実施しているときは、同居する家族が上記症状の消失が確認できる事。

改善した

登校前日に教務係に連絡 (059-368-1731)

- ↓ 登校
- ↓ 公欠届と健康管理表【静養時】を教務係に提出

● 次の症状がある場合は、かかりつけ医や一般の医療機関の指示に従う。かかりつけ医がない場合等は「受診・相談センター (各保健所)」に電話で相談の上、指示に従う。

- ☆ 息苦しさ (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、発熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ☆ 基礎疾患があり (※)、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※ 基礎疾患 (糖尿病、心不全、呼吸器疾患 (慢性閉塞性肺疾患など) など) がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている者
- ☆ 上記以外の者で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ず相談すること。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤などを飲み続けなければならない者も同様です。)

受診・相談センター連絡先 (三重県)

(1) 9時から21時まで (土・日・祝日も対応)

- ・桑名保健所 0594-24-3619
- ・四日市市保健所 059-352-0594
- ・鈴鹿保健所 059-392-5010
- ・津保健所 059-223-5345
- ・松阪保健所 0598-50-0518
- ・伊勢保健所 0596-27-5140
- ・伊賀保健所 0595-24-8050
- ・尾鷲保健所 0597-23-3456
- ・熊野保健所 0597-89-6161

(2) 21時から翌9時までは、

- ・三重県救急医療情報センター 059-229-1199

● 受診指示が出た場合は、学校へ報告する。

改善しない

【その他】 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合は、14日間 (濃厚接触者となった日を0日とする。) の公欠とします。(PCR検査で陰性と判定され、かつ、保健所からの待機要請が無い場合は登校可。)

【参考】 自宅で療養する場合は、「家庭内でご注意いただきたいこと ~8つのポイント~」 (厚生労働省HP) を参考にしてください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>